

徳島県告示第七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日		年 月 日
株式会社鎌倉総合企 画	香川県高松市木太町四二八 四番地八	ナイスこくふ	徳島市国府町早淵字池久保 二番地三	短期入所	令和四年十月 三十一日		令和四年十一 月三十日